

「医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領」の改正新旧対照表（案）

改 定 後	現 行
<p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則 この要領は、令和6年9月17日から施行する。 <u>この要領は、令和8年3月 日から施行する。</u></p> <p>[第1号様式]</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 開設（予定）者 氏名</p> <p style="text-align: center;">協 議 書</p> <p>1～15（略）</p> <p>[添付書類] ①～④（略） ⑤許可を要しない診療所に該当しなくなった場合及び許可を要しない診療所に該当すると決定された後、<u>2</u>年経っても届出を提出できない場合、病床を返上する旨の誓約書 ⑥～⑧（略）</p> <p>(注)（略）</p>	<p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則 この要領は、令和6年9月17日から施行する。 （新設）</p> <p>[第1号様式]</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 開設（予定）者 氏名</p> <p style="text-align: center;">協 議 書</p> <p>1～15（略）</p> <p>[添付書類] ①～④（略） ⑤許可を要しない診療所に該当しなくなった場合及び許可を要しない診療所に該当すると決定された後、<u>1</u>年経っても届出を提出できない場合、病床を返上する旨の誓約書 ⑥～⑧（略）</p> <p>(注)（略）</p>

